

第 376 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 376 回三木市議会定例会（令和 5 年 6 月 1 日開会）に提出する議案 5 件（条例関係 3 件、補正予算関係 1 件、その他 1 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 25 号議案 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同等の分類である 5 類感染症となり、人事院規則に定める新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る特定の作業に対し支給される防疫手当（特殊勤務手当）が廃止されることに伴い、市においても人事院規則に準じて条例に規定した防疫手当の特例を廃止するため。

イ 改正内容

新型コロナウイルス感染症のみに対応する防疫手当の特例の規定を、特定新型インフルエンザ等に対応する防疫手当の特例の規定へ改める。

※ 特定新型インフルエンザ等とは、感染症法上の新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置され別途定められるものをいう。

ウ 施行期日

公布の日

(2) 第 26 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法施行規則の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設について

令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）により、道路交通法に電動キックボードを主な

対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税額を 2,000 円とし、同法に定める施行日（令和 5 年 7 月 1 日予定）の属する年度の翌年度分以後について適用する。

ウ 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日

(3) 第 27 号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (消防本部予防課)

ア 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、三木市火災予防条例の一部を改正する。

イ 改正内容

(ア) 急速充電設備について

a 急速充電設備の定義の見直しについて

急速充電設備の定義を、コネクタを用いて充電する設備の対象を自動車、原動機付自転車以外に、船舶、航空機等を含めたものに改め、全出力の上限（200 kW）を撤廃する。

また、急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体）と、分離型の急速充電設備（充電ポストにより構成されるものについては充電ポストも含む。）とし、充電ポストの材料、設置位置に係る規制を緩和する。

※ 充電ポストとは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。

b 緊急停止装置に係る規制について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととする。

c 蓄電池に係る規制について

急速充電設備については、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととする。

(イ) 喫煙等に関する規定の見直しについて

各施設の喫煙所に係る「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合においては、標識を設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号については、国際標準化機構

又は日本産業規格に適合するものとする。

ウ 施行期日

(ア) イ(イ) 公布の日

(イ) イ(ア) 令和5年10月1日

2 補正予算関係 【別添「令和5年度6月補正予算(案)の概要」参照】

(1) **第28号議案 令和5年度三木市一般会計補正予算(第2号)**

3 その他

(1) **第29号議案 工事に関する協定の締結について(プロジェクト推進課)**

(仮称)三木スマートインターチェンジの建設事業に伴う工事の施行について、協定の予定価格が条例に定める基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

令和5年度6月補正予算（案）の概要

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等への給付金の支給のほか、改修後のし尿処理施設の運営に係る債務負担行為の設定など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第2号)	35,595,270	290,650	35,885,920

2 補正予算（案）の主な内容

(1) 住民税非課税世帯等に対する給付金を支給【国庫補助】 277,750千円

[健康福祉部 福祉課]

電力・ガスや食料品等の価格高騰が続く中、家計への影響が特に大きい低所得世帯に対し、家計負担の軽減を目的として、1世帯あたり3万円を支給します。

[対象世帯]

- ①基準日（令和5年6月30日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②令和5年1月以降に家計が急変し、世帯員全員の収入見込額が住民税均等割非課税相当水準以下である世帯（新型コロナウイルス感染症の影響等で予期せず収入が減少した世帯に限る）

(2) コミュニティ助成金の活用 2,900千円

[消防本部 総務課、教育総務部 生涯学習課]

宝くじの収益金の一部を財源とした一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、消防団員の防火衣を整備するとともに、口吉川ふれあいまちづくり協議会のやぐらステージの購入を支援します。

(単位：千円)

事業内容	事業費
消防団員の安全性を確保するため、消防団機動隊に視認性等に優れた防火衣を整備	1,000
口吉川ふれあいまちづくり協議会のやぐらステージの購入を支援	1,900

(3) 市民からの寄附金を基金に積立**10,000 千円**

[総務部 財政課]

市民からいただいた寄附金 1 千万円を基金に積み立てます。なお、寄附金の活用方法については、寄附者の意向を踏まえ、今後検討を進めます。

(4) し尿処理施設の改修工事及び運営の委託**[債務負担行為]**

[市民生活部 環境課]

大規模改修を予定しているクリーンセンター（し尿処理施設）について、改修後に運營業務のみを別途委託するよう計画していましたが、改修工事と運営を一括して委託する方が補修や薬品購入などの費用を抑えられ、総事業費を縮減できることから、改修工事及び運営に係る債務負担行為を新たに追加します。

同時に、令和 5 年度当初予算で設定した改修工事のみの債務負担行為を廃止します。

事 項	期 間	限度額
【追加】 し尿処理施設大規模改修・運営事業	令和 6 年度から 令和 22 年度まで	3,510,000 千円以内
【廃止】 し尿処理施設大規模改修事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,690,000 千円以内

第 376 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 376 回三木市議会定例会（令和 5 年 6 月 1 日開会）に追加で提出する議案 2 件（補正予算関係 2 件）の概要は次のとおりです。

- 1 補正予算関係 【別添「令和 5 年度 6 月補正予算（案）の概要」参照】
 - (1) 第 31 号議案 令和 5 年度三木市一般会計補正予算（第 3 号）
 - (2) 第 32 号議案 令和 5 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和5年度6月補正予算（案）（追加分）の概要

物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、市内の市立小・中・特別支援学校の2学期・3学期の給食費を無償化するための経費について、補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第3号)	35,885,920	147,020	36,032,940
学校給食事業特別会計(第1号)	300,000	(財源組替)0	300,000

2 補正予算（案）の主な内容

(1) 市内の市立小・中・特別支援学校の給食費を無償化 147,020千円

[総務部 財政課、教育総務部 教育施設課]

物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の市立小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の令和5年度2学期・3学期分の給食費を無償にします。

また、アレルギー等の事情により弁当を持参している児童・生徒については、給食費相当額を支援します。

[対象期間] 令和5年度2学期・3学期(9月～3月の7か月間)

[予算の内訳] ①無償化に伴う給食費の減収に対する補填 146,600千円
(一般会計から学校給食事業特別会計へ繰出)

②弁当持参者への学校給食費相当の支援分 420千円